

## 香川県営業時間短縮協力金【申請受付要項】（概要）

### 【受付期間】

令和3年5月6日（木）から令和3年6月15日（火）まで（当日消印有効）

### 【受付方法】

- ・申請書類は、簡易書留など送達が確認できる方法で**郵送**してください。
- ・感染拡大防止の観点から、**営業時間短縮協力金事務局や県庁への持参による申請はできません。**

<宛先>〒760-0017 高松市番町1丁目2番26号 トキワ番町ビル4階B  
香川県営業時間短縮協力金事務局 宛

《郵送前にご確認ください》

- ・差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・送料は申請者の方がご負担ください。
- ・提出いただいた申請書類は返却いたしません。

### 【申請書類の入手方法】

香川県のホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）の「キーワードから探す」で「営業時間短縮協力金」を検索して、必要書類をダウンロードして下さい。

- ・香川県庁東館受付横の配布場所、各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）、市町の商工担当課でも申請書類を配布しています。

※配布場所ではお問い合わせに対応しておりませんので、ご質問等は下記「香川県営業時間短縮協力金コールセンター」までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記コールセンターにお問い合わせ下さい。

**香川県営業時間短縮協力金コールセンター ☎087-813-3249**

開設期間：

令和3年4月28日（水）～5月2日（日） 9時～17時30分（土日祝日含む）

令和3年5月6日（木）～6月15日（火） 9時～17時30分（平日のみ）

## 目次

申請受付要項	・ ・ ・ ・ p. 1～p. 10
記載例	・ ・ ・ ・ ・ p. 11～p. 18

# 香川県営業時間短縮協力金【申請受付要項】

令和3年4月28日

## 1 趣旨

---

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、香川県が行った営業時間短縮の協力要請に、全面的に応じていただいた飲食事業者の皆様に対し、香川県営業時間短縮協力金（以下「協力金」という。）を支給するものです。

## 2 支給対象・支給要件

---

### 【支給対象】

香川県内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主の方が対象です。

ただし、支給対象外となる場合がありますので2ページをご覧ください。

### 【支給要件】

- 令和3年4月7日（水）午前0時から4月20日（火）午後12時までの営業時間短縮の協力要請期間を通して（※）、営業時間を午前5時から午後9時までの時間帯内とし、酒類の提供は午後8時までとしたこと（通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合は対象となりません。）  
※一日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支給要件を満たしません。営業時間短縮の協力要請に応じて臨時休業とした場合は、予め決められていた店休日を除いて対象となります。
- 申請する店舗すべてで感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること

## 3 支給額

---

- 協力金の支給額は、以下の方法で計算します。

1店舗につき、【時短要請に応じた日数（※）】 × 4万円（最大56万円）

（※）【時短要請に応じた日数】には、定休日や営業時間短縮の協力要請前から予め決められていた店休日は含みません。

- 一事業者が、対象となる店舗を複数営業している場合、支給要件を満たした各店舗の支給額を合算した金額が支給額となります。

## 【支給対象外となる場合】

以下の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する事業者は協力金の支給対象となりません。

- （ア） 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体
- （イ） 香川県補助金等交付規則第 5 条の 2 各号（※）に掲げる者
- （ウ） （ア）、（イ）に掲げる者のほか、支給することが適当でないと知事が認める者

（※）香川県補助金等交付規則

第 5 条の 2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

以下の（エ）～（ク）のいずれかに該当する店舗は協力金の支給対象となりません。

- （エ） 既にこの協力金の支給を受けた店舗（この協力金の支給は一店舗につき 1 回に限ります。同一店舗で複数の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている場合であっても、複数回の申請はできません。）
- （オ） 社会福祉施設、社員食堂等において、特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗
- （カ） コンビニエンスストア、スーパーマーケット等のように、小売りを営業の主体としていると認められる店舗
- （キ） 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗
- （ク） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

## 4 申請に必要な書類（提出書類）

申請書類は、A 4の用紙に片面印刷したものをご利用ください。

### (1) 香川県営業時間短縮協力金申請書（第1号様式）【記載例 p.11～15】

- ・「記載例」をご覧のうえ、必要事項をご記入ください。
- ・手書きの場合、ペン又はボールペンで記載してください。（消せるボールペンは不可。）
- ・複数の店舗において支給要件を満たした場合、2店舗目以降の店舗ごとに「別紙」（第1号様式 p.4）に記載し、まとめて提出してください。

### (2)（個人事業主の場合のみ）本人確認書類の写し

- ・本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）に記載の住所が、申請者の現住所と一致する書類の写しをご準備ください。
- ・マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを提出してください。  
マイナンバーが記載されたウラ面の写しは送付しないでください。

### (3) 協力金の振込口座の通帳等の写し

- ・振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人名義の口座に限ります。
- ・預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されたページの写しをご提出ください。インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷してご提出ください。

### (4) 食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し

- ・食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証（※）の写しを提出してください。  
（※）営業許可証の期限が、営業時間短縮要請期間を通して有効であることが必要です。
- ・複数店舗の申請をする場合、店舗ごとの営業許可証の写しを提出してください。

### (5) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写し

税務署等に提出した以下の書類の写しそれぞれが必要です。

（税務署等の受付印の有無は問いません。）

#### 【法人の場合】

#### （県内に主たる事務所を有する法人）

- ・法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）の写し【p.5～6参照】
- ・法人事業概況説明書（1頁～2頁）の写し【p.7参照】

#### （県外に主たる事務所を有する法人）

- ・香川県県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し【p.8参照】

※開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「法人設立届出書」の写し

**【個人事業主の場合】※マイナンバーの部分全て黒塗りしてください**

**(青色申告の場合)**

- ・ 所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）の写し【p.9参照】
- ・ 所得税青色申告決算書（1頁）の写し【p.10上表参照】

**(白色申告の場合)**

- ・ 所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）の写し【p.9参照】
- ・ 収支内訳書（1頁）の写し【p.10下表参照】

※開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「開業届」の写し

※所得税の確定申告が必要とされていない場合は、「令和3年度分市民税・県民税申告書」の写し

**(6) 誓約書（第2号様式）【記載例 p.16】**

- ・ 誓約内容を確認のうえ、申請者(法人の場合はその代表者)が自筆で署名をしてください。

**(7) (該当者のみ) 飲食店等営業許可証に係る申立書（第3号様式）【記載例 p.17】**

- ・ 申請者と飲食店等営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合、申立書を添付してください。
- ・ 申立書には申請者と飲食店等営業許可証を受けた者の両者が自筆で署名をしてください。
- ・ 複数店舗の申請をする場合、両者が異なるすべての店舗について申立書が必要です。

**(8) チェックリスト**

## 5 申請書の審査

- ・ 申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせをさせていただきます場合がありますので、ご協力ください。
- ・ 必要な書類がそろっていない場合、事務局から不足している書類の提出をお願いします。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、申請を取り下げたものとみなしますのでご注意ください。
- ・ 申請書の審査の結果、協力金の支給又は不支給が決定したときは、支給又は不支給に関する通知を、申請書の所在地又は住所あてに送付します。

## 6 協力金の支払い

- ・ できる限り早期の支払いに努めますが、申請書等に不備がある場合には、時間を要する場合があります。
- ・ 協力金は、申請書に記載された振込口座に振り込みます。振込名義は「カガワケンジタンキョウリヨクキン」とする予定です。  
なお、協力金の支払は、県から事務局（運営事業者）を通じて行います。

# 添付書類の見本

- 「4 申請に必要な書類」のうち、「(5) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写し」の見本は以下のとおりです。

【法人の場合】(県内に主たる事務所を有する法人)

「法人税確定申告書(事業年度分の法人税申告書別表一)」(青色申告の場合)

 令和 年 月 日 税務署長殿	令和 年 月 日 事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税 申告書 申告書	令和 年 月 日 (中間申告の場合 令和 年 月 日)	翌年以降 送付要否 (要) (否)	通用額明細書 提出の有無 (有) (無)	税理士法第30条 の書面提出有 (有) (無)	税理士法第33条 の2の書面提出有 (有) (無)	
納税地 (フリガナ) 電話 ( ) - ( ) ( )		法人区分 事業種目 期末現在の資本金の額又は出資金の額 円 非中小法人		青色申告 一連番号 整理番号 事業年度 (至) 年 月 日 売上金額 年 千 百 万 円		申告年月日 年 月 日 申告区分	
法人名 (フリガナ) 代表者 記名押印		同非区分 旧納税地及び旧法人名等		法人番号 代表者		添付書類 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)総会等承認の議事録又は現金収支簿、勘定科目内訳明細書、事業概況書、地租再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移動資産等の明細書	
平・令和 年 月 日		令和 年 月 日		税理士法第30条の書面提出有		税理士法第33条の2の書面提出有	

  

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>法人税額 (53) + (54) + (55)</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>差引法人税額 (2) - (3)</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>繰越納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>北利課税 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「26」)</td><td>6</td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>課税 同上に対する税額 (22) + (23) + (24)</td><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>留保金 課税留保金額 (別表三(一)「4」)</td><td>8</td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>留保金 同上に対する税額 (別表三(一)「8」)</td><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)</td><td>10</td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>仮払戻金等戻付税額及び外国関係会社等に係る仮払戻金等戻付税額等の控除額 (別表六(五)「17」+別表七(七)「13」)</td><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>仮払戻金等戻付税額等に係る控除法人税額</td><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>控除税額 (10) - (11) - (12)のうち少ない金額</td><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)</td><td>14</td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>中間申告分の法人税額</td><td>15</td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>差引確定 (中間申告の場合はその法人税額) 税額とし、マイナスの場合は、(26)へ記入</td><td>16</td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>課税標準 所得の金額に対する法人税額 (4) + (5) + (7) + (9)のうち外税</td><td>33</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>課税標準 課税留保金額に対する法人税額 (9)</td><td>34</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>法課税標準法人税額 (33) + (34)</td><td>35</td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>地方法人税額 (58)</td><td>36</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>課税留保金額に係る地方法人税額 (59)</td><td>37</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>所得地方法人税額 (36) + (37)</td><td>38</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>仮払戻金等戻付税額及び外国関係会社等に係る仮払戻金等戻付税額等の控除額 (別表七(七)「13」のうち少ない金額)</td><td>39</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>外国税額の控除額 (別表六(二)「50」)</td><td>40</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>仮払戻金等戻付税額等に係る控除地方法人税額</td><td>41</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)</td><td>42</td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>中間申告分の地方法人税額</td><td>43</td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>差引確定 (中間申告の場合はその地方法人税額) 税額とし、マイナスの場合は、(45)へ記入</td><td>44</td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1					法人税額 (53) + (54) + (55)	2					法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3					差引法人税額 (2) - (3)	4					繰越納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5					北利課税 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「26」)	6		0	0	0	課税 同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7					留保金 課税留保金額 (別表三(一)「4」)	8		0	0	0	留保金 同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	9					法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10			0	0	仮払戻金等戻付税額及び外国関係会社等に係る仮払戻金等戻付税額等の控除額 (別表六(五)「17」+別表七(七)「13」)	11					仮払戻金等戻付税額等に係る控除法人税額	12					控除税額 (10) - (11) - (12)のうち少ない金額	13					差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	14			0	0	中間申告分の法人税額	15			0	0	差引確定 (中間申告の場合はその法人税額) 税額とし、マイナスの場合は、(26)へ記入	16			0	0	課税標準 所得の金額に対する法人税額 (4) + (5) + (7) + (9)のうち外税	33					課税標準 課税留保金額に対する法人税額 (9)	34					法課税標準法人税額 (33) + (34)	35		0	0	0	地方法人税額 (58)	36					課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	37					所得地方法人税額 (36) + (37)	38					仮払戻金等戻付税額及び外国関係会社等に係る仮払戻金等戻付税額等の控除額 (別表七(七)「13」のうち少ない金額)	39					外国税額の控除額 (別表六(二)「50」)	40					仮払戻金等戻付税額等に係る控除地方法人税額	41					差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	42			0	0	中間申告分の地方法人税額	43			0	0	差引確定 (中間申告の場合はその地方法人税額) 税額とし、マイナスの場合は、(45)へ記入	44			0	0	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>控除 所得税の額 (別表六(一)「6」の③)</td><td>17</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>外国税額 (別表六(二)「20」)</td><td>18</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計 (17) + (18)</td><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>控除した金額 (13)</td><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>控除しきれなかった金額 (19) - (20)</td><td>21</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)</td><td>22</td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>同上 (別表三(二)「28」)</td><td>23</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>同上 (別表三(三)「23」)</td><td>24</td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>この申告による還付金額 (21)</td><td>25</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中間納付額 (15) - (14)</td><td>26</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>欠損金の繰戻しによる還付請求税額</td><td>27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計 (25) + (26) + (27)</td><td>28</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>この申告による還付金額 (28)</td><td>29</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>この申告による前払の戻付税額又は欠損金額 (60)</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>この申告により前払すべき戻付請求税額減少する還付請求税額 (65)</td><td>31</td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>大損金又は欠損損失等の当期控除額 (別表七(4)の計) + (別表七(9)若しくは(12)又は別表七(10)の計)</td><td>32</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大損金又は欠損損失等の当期控除額 (別表七(一)「5」の合計)</td><td>32</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>この申告による還付金額 (43) - (42)</td><td>45</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>この申告による所得の金額に対する法人税額 (68)</td><td>46</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>課税留保金額に対する法人税額 (69)</td><td>47</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>課税標準法人税額 (70)</td><td>48</td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>この申告により前払すべき地方法人税額 (74)</td><td>49</td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>我が国財産の最終決算確定の日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>後日の配当又は引渡しの日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>還付を受ける金融機関</td><td></td><td>銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所</td><td>郵便局等</td><td>預金</td><td></td></tr> <tr><td>口座番号</td><td></td><td>ゆうちょ銀行の貯金記号番号</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>※ 税務署処理欄</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	控除 所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	17					外国税額 (別表六(二)「20」)	18					計 (17) + (18)	19					控除した金額 (13)	20					控除しきれなかった金額 (19) - (20)	21					土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	22			0	0	同上 (別表三(二)「28」)	23					同上 (別表三(三)「23」)	24			0	0	この申告による還付金額 (21)	25					中間納付額 (15) - (14)	26					欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27					計 (25) + (26) + (27)	28					この申告による還付金額 (28)	29					この申告による前払の戻付税額又は欠損金額 (60)	30					この申告により前払すべき戻付請求税額減少する還付請求税額 (65)	31			0	0	大損金又は欠損損失等の当期控除額 (別表七(4)の計) + (別表七(9)若しくは(12)又は別表七(10)の計)	32					大損金又は欠損損失等の当期控除額 (別表七(一)「5」の合計)	32					この申告による還付金額 (43) - (42)	45					この申告による所得の金額に対する法人税額 (68)	46					課税留保金額に対する法人税額 (69)	47					課税標準法人税額 (70)	48			0	0	この申告により前払すべき地方法人税額 (74)	49			0	0	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額						我が国財産の最終決算確定の日						後日の配当又は引渡しの日						還付を受ける金融機関		銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所	郵便局等	預金		口座番号		ゆうちょ銀行の貯金記号番号				※ 税務署処理欄					
所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
法人税額 (53) + (54) + (55)	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
差引法人税額 (2) - (3)	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
繰越納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
北利課税 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「26」)	6		0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
課税 同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
留保金 課税留保金額 (別表三(一)「4」)	8		0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
留保金 同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10			0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
仮払戻金等戻付税額及び外国関係会社等に係る仮払戻金等戻付税額等の控除額 (別表六(五)「17」+別表七(七)「13」)	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
仮払戻金等戻付税額等に係る控除法人税額	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
控除税額 (10) - (11) - (12)のうち少ない金額	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	14			0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
中間申告分の法人税額	15			0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
差引確定 (中間申告の場合はその法人税額) 税額とし、マイナスの場合は、(26)へ記入	16			0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
課税標準 所得の金額に対する法人税額 (4) + (5) + (7) + (9)のうち外税	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
課税標準 課税留保金額に対する法人税額 (9)	34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
法課税標準法人税額 (33) + (34)	35		0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
地方法人税額 (58)	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	37																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
所得地方法人税額 (36) + (37)	38																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
仮払戻金等戻付税額及び外国関係会社等に係る仮払戻金等戻付税額等の控除額 (別表七(七)「13」のうち少ない金額)	39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
外国税額の控除額 (別表六(二)「50」)	40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
仮払戻金等戻付税額等に係る控除地方法人税額	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	42			0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
中間申告分の地方法人税額	43			0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
差引確定 (中間申告の場合はその地方法人税額) 税額とし、マイナスの場合は、(45)へ記入	44			0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
控除 所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
外国税額 (別表六(二)「20」)	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
計 (17) + (18)	19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
控除した金額 (13)	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
控除しきれなかった金額 (19) - (20)	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	22			0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
同上 (別表三(二)「28」)	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
同上 (別表三(三)「23」)	24			0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
この申告による還付金額 (21)	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
中間納付額 (15) - (14)	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
計 (25) + (26) + (27)	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
この申告による還付金額 (28)	29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
この申告による前払の戻付税額又は欠損金額 (60)	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
この申告により前払すべき戻付請求税額減少する還付請求税額 (65)	31			0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
大損金又は欠損損失等の当期控除額 (別表七(4)の計) + (別表七(9)若しくは(12)又は別表七(10)の計)	32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
大損金又は欠損損失等の当期控除額 (別表七(一)「5」の合計)	32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
この申告による還付金額 (43) - (42)	45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
この申告による所得の金額に対する法人税額 (68)	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
課税留保金額に対する法人税額 (69)	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
課税標準法人税額 (70)	48			0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
この申告により前払すべき地方法人税額 (74)	49			0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
我が国財産の最終決算確定の日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
後日の配当又は引渡しの日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
還付を受ける金融機関		銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所	郵便局等	預金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
口座番号		ゆうちょ銀行の貯金記号番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
※ 税務署処理欄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

税理士 署名押印

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分…令二・四・一以後終了事業年度等分









【個人事業主の場合】

「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）」

※マイナンバー（個人番号）の部分全てを黒塗りしてください

FA2200

令和〇年〇月〇日 令和〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B

住所 個人番号 [黒塗り] 生年月日

フリガナ 氏名

職業 届出・届号 世帯主の氏名 世帯主との続柄

（単位は円）

種別	収入金額等	所得金額等	所得から差し引かれる金額	税	税金の計算	その他	支払
事業業等	1	1		20			
農業業	2	2		21			
不動産	3	3		22			
利子	4	4		23			
配当	5	5		24	00		
給与	6	6		25			
公的年金等	7	7		26			
業務	8	8		27			
その他	9	9		28			
総合課税	10	10		29			
短期	11	11		30			
長期	12	12		31			
一時	13	13		32			
事業業等	14	14		33			
農業業	15	15		34			
不動産	16	16		35			
利子	17	17		36			
配当	18	18		37	00		
給与	19	19		38			
公的年金等	20	20		39			
業務	21	21		40			
その他	22	22		41			
上から先までの計	23	23		42			
総合課税・一時	24	24		43			
合計	25	25		44			
社会保険料控除	26	26	0000	45			
小規模企業共済等控除	27	27	0000	46			
生命保険料控除	28	28	0000	47			
地震保険料控除	29	29	0000	48			
専従者控除	30	30	0000	49			
勤労学生・障害者控除	31	31	0000	50			
配偶者控除	32	32	0000	51			
扶養控除	33	33	0000	52			
基礎控除	34	34	0000	53			
上から先までの計	35	35		54			
雑損控除	36	36		55			
医療費控除	37	37		56			
寄附金控除	38	38		57			
合計	39	39		58			

第一表（令和二年分以降降用）

※収入・所得又は控除の記入をお忘れなく。

支払

区分 A B C D E F G H I J K

支払 種類

支払 金額

支払 回数

支払 月

支払 日

支払 場所

支払 内容

支払 金額

支払 回数

支払 月

支払 日

支払 場所

支払 内容



(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

第1号様式（第5条関係）

受付  
番号

記載例

申請日	令和	3	年	5	月	6	日
-----	----	---	---	---	---	---	---

香川県知事 殿

### 香川県営業時間短縮協力金申請書

香川県営業時間短縮協力金支給要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

## 【申請者の情報】

申請者の種別 (いずれかに記入)	法人の場合	所在地 (主たる事務所 の所在地)	〒	7	6	0	-	0	0	0	0	香川	都・道 府	高松	市・区 郡			
		フリガナ	カブシキガイシャマルマル															
		法人名	株式会社〇〇															
		代表者職名	フリガナ	カガワ タロウ														
			代表者氏名	香川 太郎														
		法人番号 (13桁)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3			
		フリガナ	カガワ ハナコ											担当者 電話番号	087-〇〇〇-〇〇〇〇			
		担当者氏名	香川 花子															
	担当者 メールアドレス	〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇.〇〇																
	個人 事業主 の場合	住所 (代表者の 自宅住所)	〒			-								都・道 府・県		市・区 郡		
		フリガナ												生年 月日	T. S. H. 年 月 日			
		氏名																
		電話番号	-															
		メールアドレス																

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

## 【協力金請求額】

記載例

受付  
番号

協力金請求額（合計）

116万円

支給申請店舗数  
(営業時間短縮実施店舗数) 3 店舗

店舗 No.	協力金の額	店舗 No.	協力金の額
1	48万円	6	万円
2	44万円	7	万円
3	24万円	8	万円
4	万円	9	万円
5	万円	10	万円

## 【振込口座】

申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

金融機関名	〇〇銀行								
支店名	△△支店								
金融機関コード	1	2	3	4	支店コード	1	2	3	
預金種目 (いずれかに✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通			<input type="checkbox"/> 当座					
口座番号	0	1	2	3	4	5	6		
フリガナ	カ) マルマル								
口座名義	株式会社〇〇								

(※) 金融機関コード、支店コードは「金融機関コード一覧」にてご確認ください。

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します。

# 【営業時間の短縮を行った記載例】

受付  
番号

※複数店舗の申請をする場合、2店舗目以降の各店舗については別紙にご記入ください。

## ●店舗 No. 1

店舗情報	フリガナ	カガワシヨクドウ												
	店舗名	香川食堂												
	所在地	〒	7	6	0	-	0	0	0	0	香川県	高松	市	郡
		〇〇町〇丁目〇-〇〇												
	フリガナ	カブシキガイシャマルマル												
	営業許可を受けた者の 法人名又は氏名(※)	株式会社〇〇												
	営業許可 番号	高松市	〇	〇	〇	〇	〇	-	〇	〇	〇	〇	〇	〇
		高松市 以外	営業を許可した保健所名			□東讃 □中讃 □西讃 □小豆								
	営業許可の有効期限	平成〇〇年〇月〇日 ~ 令和△年△月△日												
時間短縮または休業の 周知方法	・店頭貼紙 ・ホームページ ・SNS ・その他													
電話番号	087-〇〇〇-〇〇〇〇													

12時間制(午前・午後)で  
記入して下さい

(※) 申請者と名義が異なる場合、第3号様式「飲食店等営業許可証に係る申請書」を添付してください。

	通常時(※1)	協力要請期間中(4/7~4/20)(※2)
営業時間	開始 終了 午前11:00~午後2:00 午後5:00~午後11:00	開始 終了 午前11:00~午後2:00 午後5:00~午後9:00
酒類提供時間 (酒類提供「有」の場合)	午後5:00~午後10:30	午後5:00~午後8:00

(12時間制(午前・午後)で記入して下さい)

(※1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業時間を短縮している場合は、一時的に短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。

(※2) 今回の短縮要請に対して、全期間休業した場合は、「全期間休業」と記入して下さい。

定休日の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 定休日あり (水曜日) <input type="checkbox"/> 定休日なし
--------	--

### 【時短要請に応じた日数】

※営業時間を短縮した日には「○」を、休業した日には「◎」を、定休日及び営業時間短縮の要請前から予め決まっていた店休日には「定」を記入してください。なお、通常時の営業時間が午前5時から午後9時までの日には「/」を記入してください。

令和3年(2021年)4月													
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○

時短要請に応じた日数(「○」及び「◎」の日数) (最大14日)	協力金額 (日額)
1.2日	4万円 × 1.2日 = 4.8万円

(※)受付番号は協力金事務局が記入します

(複数店舗の申請をする場合のみ提出)

記載例

受付  
番号

### 【営業時間の短縮を行った店舗】(2店舗目以降) 別紙

●店舗 No. 2 ※店舗 No. を記載してください

店舗情報	フリガナ	サヌキショクドウ													
	店舗名	讃岐食堂													
	所在地	〒	7	6	0	-	0	0	0	0	香川県	高松	(市)	郡	
		△△町△丁目△-△△													
	フリガナ	カブシキガイシャマルマル													
	営業許可を受けた者の法人名又は氏名(※)	株式会社〇〇													
	営業許可番号	高松市	〇	〇	〇	〇	〇	-	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
		高松市	営業を許可した保健所名			<input type="checkbox"/> 東讃 <input type="checkbox"/> 中讃 <input type="checkbox"/> 西讃 <input type="checkbox"/> 小豆									
		以外													
	営業許可の有効期限	平成〇〇年〇月〇日 ~ 令和△年△月△日													
時間短縮または休業の周知方法	・店頭貼紙 ・ホームページ ・SNS ・その他( )														
電話番号	087-△△△-△△△△														

12時間制(午前・午後)で記入して下さい

(※)申請者と名義が異なる場合、第3号様式「飲食店等営業許可証に係る申請書」を添付してください。

営業時間	通常時(※1)	開始	終了
	午後5:00~午後11:00	午後5:00~午後9:00	
酒類提供時間 (酒類提供「有」の場合)	通常時(※1)	開始	終了
	午後5:00~午後10:30	午後5:00~午後8:00	

(12時間) 定休日はなく、13日から15日までは店休日として予め決まっていたが、さらに16日から20日までは休業した場合

(※1)新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業時間短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。  
(※2)今回の短縮要請に対して、全期間休業した場合は、「全期

定休日の有無	<input type="checkbox"/> 定休日あり ( 曜日)	<input checked="" type="checkbox"/> 定休日なし
--------	--------------------------------------	---

#### 【時短要請に応じた日数】

※営業時間を短縮した日には「○」を、休業した日には「◎」を、定休日及び営業時間短縮の要請前から予め決まっていた店休日には「定」を記入してください。なお、通常時の営業時間が午前5時から午後9時までの日には「/」を記入してください。

令和3年(2021年)4月													
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
○	○	○	○	○	○	定	定	定	◎	◎	◎	◎	◎

時短要請に応じた日数(「○」及び「◎」の日数)	協力金額
(最大14日)	(日額)
11日	4万円 × 11日 = 44万円

**記載例**

受付  
番号

複数店舗の申請をする場合のみ提出)

**【営業時間の短縮を行った店舗】(2店舗目以降) 別紙**

●店舗 No. 3 ※店舗 No. を記載してください

店舗情報	フリガナ	セトウチシヨクドウ												
	店舗名	瀬戸内食堂												
	所在地	〒	7	6	0	-	0	0	0	0	香川県	高松	市	郡
		□□町□丁目□-□□												
	フリガナ	カブシキガイシャマルマル												
	営業許可を受けた者の 法人名又は氏名(※)	株式会社〇〇												
	営業許可 番号	高松市	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
		高松市 以外	営業を許可した保健所名			□東讃 □中讃 □西讃 □小豆								
	営業許可の有効期限	平成〇〇年〇月〇日						~	令和△年△月△日					
時間短縮または休業の 周知方法	・店頭貼紙 ・ホームページ ・SNS ・その他 ( )													
電話番号	087-□□□-□□□□													

12時間制(午前・午後)で  
記入して下さい

(※) 申請者と名義が異なる場合、第3号様式「飲食店等営業許可証に係る申請書」を添付してください。

営業時間	通常時(※1)	開始	終了
	通常時(※1)	午後5:00~午後9:00(火~木)	午後5:00~午後10:00(金~日)
酒類提供時間 (酒類提供「有」の場合)	通常時(※1)	午後5:00~午後8:30(火~木)	午後5:00~午後9:30(金~日)
	協力要請期間中(4/7~4/20)(※2)	午後5:00~午後9:00(火~木)	午後5:00~午後9:00(金~日)
		午後5:00~午後8:00(火~木)	午後5:00~午後8:00(金~日)

(12時間制(午前・午後)で記入して下さい)

(※1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。

(※2) 今回の短縮要請に対して、全期間休業した場合は、

通常時は、月曜日を定休日とし、火曜日から木曜日(3日間)は、営業時間を午後9時まで、金曜日から日曜日(3日間)は、営業時間を午後10時までとしていた場合。

定休日の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 定休日あり ( 月曜日)
--------	--

**【時短要請に応じた日数】**

※営業時間を短縮した日には「○」を、休業した日には「◎」を、定休日及び営業時間短縮の要請前から予め決まっていた店休日には「定」を記入してください。なお、通常時の営業時間が午前5時から午後9時までの日には「/」を記入してください。

令和3年(2021年)4月													
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
/	/	○	○	○	定	/	/	/	○	○	○	定	/

時短要請に応じた日数(「○」及び「◎」の日数) (最大14日)	協力金額 (日額)
<u>6</u> 日	4万円 × <u>6</u> 日 = <u>24</u> 万円



**記載例**

**【誓約書】**

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

受付  
番号

香川県営業時間短縮協力金の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- ・ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ・ この申請書に虚偽の記載があった場合は、香川県の求めに従い協力金の全額を即時返還するとともに、香川県が提示する加算金等の支払いに応じます。
- ・ 香川県から立入検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 営業時間短縮の協力要請があった令和3年4月3日より前から営業をしており、協力要請期間終了後も営業を継続します。
- ・ 申請する店舗全てで感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っています。
- ・ 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- ・ 香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる者のいずれにも該当しません。  
(参考) 香川県補助金等交付規則  
 第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。  
 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  
 (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）  
 (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ・ 以下の①～⑤の店舗は、申請に含めていません。
  - ① 既にこの協力金の支給を受けた店舗
  - ② 社会福祉施設、社員食堂等において特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗
  - ③ 小売りを営業の主体としていると認められる店舗
  - ④ 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗
  - ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

香川県知事 殿  
 令和3年5月6日

代表者職名・氏名 代表取締役社長 香川 太郎  
 (申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。)

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

受付  
番号

第3号様式（第5条関係）

(※) 申請者と営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合のみ提出

飲食店等営業許可証に係る申立書

香川県知事 殿

【対象店舗】（店舗 No. \_\_）

（所在地） \_\_\_\_\_

（名 称） \_\_\_\_\_

上記店舗に係る飲食店等営業許可を受けた者について、協力金の申請者の名義と一致していないのは、次の理由のとおりであることから、申請者の名義で香川県営業時間短縮協力金の申請を行います。

【理由】

<記載例>

香川花子は平成〇年〇月〇日に結婚（離婚）して名字が変わりました。

（旧）讃岐 花子 →（新）香川 花子

上記の内容について、証明します。

【申請者（※自署）】

記入日 令和3年 月 日

法人所在地（個人事業主住所） \_\_\_\_\_

法人名（法人の場合のみ） \_\_\_\_\_

代表者名（個人事業主氏名） \_\_\_\_\_

【飲食店等営業許可を受けた者（※自署）】

記入日 令和3年 月 日

法人所在地（個人事業主住所） \_\_\_\_\_

法人名（法人の場合のみ） \_\_\_\_\_

代表者名（個人事業主氏名） \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

## 記載例

受付  
番号

# 【チェックリスト】

申請書類の提出前に以下の内容を確認し、□に✓を付けてください。

### (1) 香川県営業時間短縮協力金申請書（第1号様式）

- 手書きの場合、ペン又はボールペンで記載した。(消せるボールペンは使用不可)
- 複数店舗の申請をする場合、2店舗目以降の各店舗について別紙を作成し、添付している。

### (2) (個人事業主の場合のみ) 本人確認書類の写し

- 本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）に記載の住所と、申請者の現住所が一致している。
- マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを添付し、マイナンバーが記載されたウラ面の写しは添付していない。

### (3) 振込口座の通帳等の写し

- 振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義である。
- 通帳等の写しには、口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されている（インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷している。）

### (4) 食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し

- 営業許可証の有効期限が、営業時間短縮要請期間を通して有効である。
- 複数店舗の申請をする場合、全店舗についての営業許可証を添付している。

### (5) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写し

#### 【法人の場合】

#### 県内に主たる事務所を有する場合

- 法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）の写しを添付している
- 法人事業概況説明書（1頁～2頁）の写しを添付している

#### 県外に主たる事務所を有する場合

- 香川県県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写しを添付している

※開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「法人設立届出書」の写し

#### 【個人事業主の場合】

- 「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）」の写しを添付している
- 「所得税青色申告決算書（1頁目）」又は「収支内訳書（1頁目）」の写しを添付している
- マイナンバーの部分を全て黒塗りしている。

※開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「開業届」の写し

※所得税の確定申告が必要とされていない場合は、「令和3年度分市民税・県民税申告書」の写し

### (6) 誓約書（第2号様式）

- 申請者（法人の場合はその代表者）が誓約書の内容を確認し、自筆で署名した。

### (7) (該当者のみ) 飲食店等営業許可証に係る申立書（第3号様式）

- 申請者と営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合に申立書を添付している。
- 複数店舗の申請をする場合、名義が異なる各店舗について申立書を添付している。

## 新型コロナウイルス一斉 PCR 検査実施について（概要）

## 目的

- 県による営業時間の短縮要請の対象となる飲食店の従業員の方を対象として、一斉 PCR 検査を実施することにより、感染症の拡大の予兆を早期に探知し、感染拡大の防止につなげる。

## 実施概要

- 申込期間： 令和3年4月15日（木）8時30分～28日（水）（28日は17時30分まで）
- 対象者： 県による営業時間の短縮要請の対象となる飲食店の従業員  
10,000人（先着順）  
（県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗（小売りを主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く）の従業員で無症状の方）  
※営業時間の短縮要請として、①営業時間は午前5時～午後9時までとし、②酒類の提供は午後8時までとすることをお願いしています。  
※営業時間短縮の実施の有無は問いません。  
※検査は強制ではありませんが、対象者は積極的に検査を受けて下さい。
- 検査方法： 唾液を用いたPCR検査（自己採取）
- 検査費用： 無料（県が全額負担）
- 申込方法： 県 HP に掲載している申込書に、必要事項を記入して県が指定する申込先に提出  
お問い合わせ先：（申込書の受付に関すること）

申込受付事務局 087-868-3994（4/15から開設）

URL：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/20210415.html>



## 検査の流れ

事前  
申込

- ・ 飲食店の店舗ごとに検査を受ける従業員の人数をとりまとめて、県が指定する申込先に申し込んでください。（個人ではなく、店舗として申込ください。）

キット  
送付

- ・ 申込順に検査業者に検体キットを送付するよう依頼します。
- ・ 検査業者から直接、店舗に必要な数の検体キットが送付されます。

検体  
採取

- ・ 各店舗において、従業員各自で唾液の採取を行います（自己採取）  
※適切に採取するため、検体採取時は必ず説明書等をご確認ください。

検体  
提出

- ・ 店舗ごとに採取した検体を取りまとめて検査業者に提出してください。  
※**検体キット受取りから、3日以内に返送してください。**また、効率的な検査の観点から可能な限り、一度の提出で店舗の検査申込者全員の検体の提出をお願いします。

結果  
通知

- ・ 検体提出後、3～4日程度を目安に各店舗および県に検査結果が通知されます。
- ・ 陽性だった場合は保健所に連絡し、保健所からの指示に従ってください。

※ 今回の検査は、検体を採取した時点での感染状況を確認するものです。結果が陰性だとしても気を緩めることなく、日頃の感染対策や健康管理を継続してください。